

## 平成29年度 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について

射水市では、市の所有する土地に、市立新湊保育園と市立新湊西部保育園を統合した幼保連携型認定こども園を新たに設置し、運営する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

### 1 整備予定地

- (1) 設置場所 射水市庄川本町25番50号（旧新湊中学校住所）別紙1のとおり
- (2) 敷地面積 約4,500㎡（旧新湊中学校敷地21,912㎡の内、南西側の約4,500㎡）

### 2 開園年月日

平成32年4月1日

### 3 土地・建物等の条件

#### (1) 土地について

開園準備に必要な期間及び開園後10年間は無償貸付とし、その後の貸付方法は別途協議する。

#### (2) 建物について

事業者が新設すること。

#### (3) 用途地域、地区等

ア 都市計画区域 富山高岡広域都市計画区域（市街化区域）

イ 用途地域 第一種中高層住居専用地域

ウ 防火指定 準防火地域

#### (4) 供給処理施設の状況

整備予定地までの上下水道の引込工事は市が行い、整備予定地内の上下水道に係る工事は事業者が行うこと。

#### (5) その他整備条件等について

ア 整備予定地に隣接する土地は、宅地分譲用地として予定しているため、事業者は整備予定地の境界に側溝を敷設するものとする。

イ 整備予定地は現状のまま引き渡すものとする。ただし、地下埋設物の撤去及び埋戻しが必要となる場合は、原則、事業者負担とするが、市と事業者で協議し決定するものとする。

ウ 整備予定地には、旧新湊中学校校舎の基礎杭が残存するため、設計や建築工事において、既設基礎杭を極力避けるものとする。やむを得ず既設基礎杭が干渉し、撤去等を行う場合は、費用負担については、原則、事業者負担とするが、市と事業者で協議し決定するものとする。

エ 市は、事業者に対して旧新湊中学校の建築工事に伴う資料及びデータ等を提供するものとし、改めて地質調査等が必要な場合は、事業者が実施するものとする。

### 4 応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしている事業者とする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」として認可、確認を受けること。
- (2) 射水市又は射水市に隣接する市に事務所を置く、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された学校法人であること。
- (3) 「幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集に係る諸条件」（別紙2）に示す条件を遵守できること。

## 5 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する事業者は、選考を受けることができない。

- (1) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められること。
- (2) 法第17条第2項に掲げる基準のいずれかに該当する場合
- (3) 法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税又は市町村民税を滞納している場合
- (4) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していない場合

## 6 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者選考の対象から除外する。

- (1) 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が選考審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

## 7 選考方法

射水市立保育園引受法人選考委員会設置要綱（平成18年射水市告示第108号）に規定する委員会による選考結果を踏まえ、市長が事業者を決定する。

選考方法は、委員会において、書類審査及び面接を行い、総合的な評価による得点をもって事業者を選考する。

## 8 応募手続

### (1) 募集要項の配布

平成29年6月26日（月）から市ホームページに募集要項、参考資料、募集に係る様式などを掲載しているので、様式のデータ等についてはそちらからダウンロードすること。

(2) 質問の受付

ア 原則として、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

イ 質問がある場合は、平成29年7月18日(火)午後5時までに、「質問票」を電子メールで送付すること。

ウ 質問及び質問に対する回答は、随時ホームページにて公表する。

(3) 応募書類の提出

ア 応募書類 幼保連携型認定こども園設置運営事業者応募書類一覧(別紙4)のとおり。

応募書類のデータファイル(ワード、エクセル又はPDF形式)も併せて提出すること。

イ 提出部数 正本1部、副本9部の合計10部(1部ずつA4ファイルに綴じること。)

提出書類のデータファイル(CD等)(1部)

ウ 注意事項

(あ) 応募書類については、ページ番号(全ページの通し番号)を付記のうえ、資料番号ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入すること。また、添付書類は、各様式の後に添付し、インデックスを貼付すること。

(い) 受付期間を過ぎたものは、受理しない。

(う) 提出された書類等は、返却しない。

(え) 応募に要する一切の費用については、事業者の負担とする。

(お) 必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。

(か) 提出された書類については、「射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)」等関連規定により公開することがある。

(き) 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面(様式自由)により届け出ること。

(4) 応募書類の受付

ア 受付期間 平成29年7月3日(月)から平成29年7月25日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 射水市役所 1階 子育て支援課 保育・幼稚園係

※応募書類の提出は、原則持参すること。

【質問票送付先メールアドレス】

kosodate@city.imizu.lg.jp

10 事務局

射水市 福祉保健部 子育て支援課 保育・幼稚園係

〒939-0294

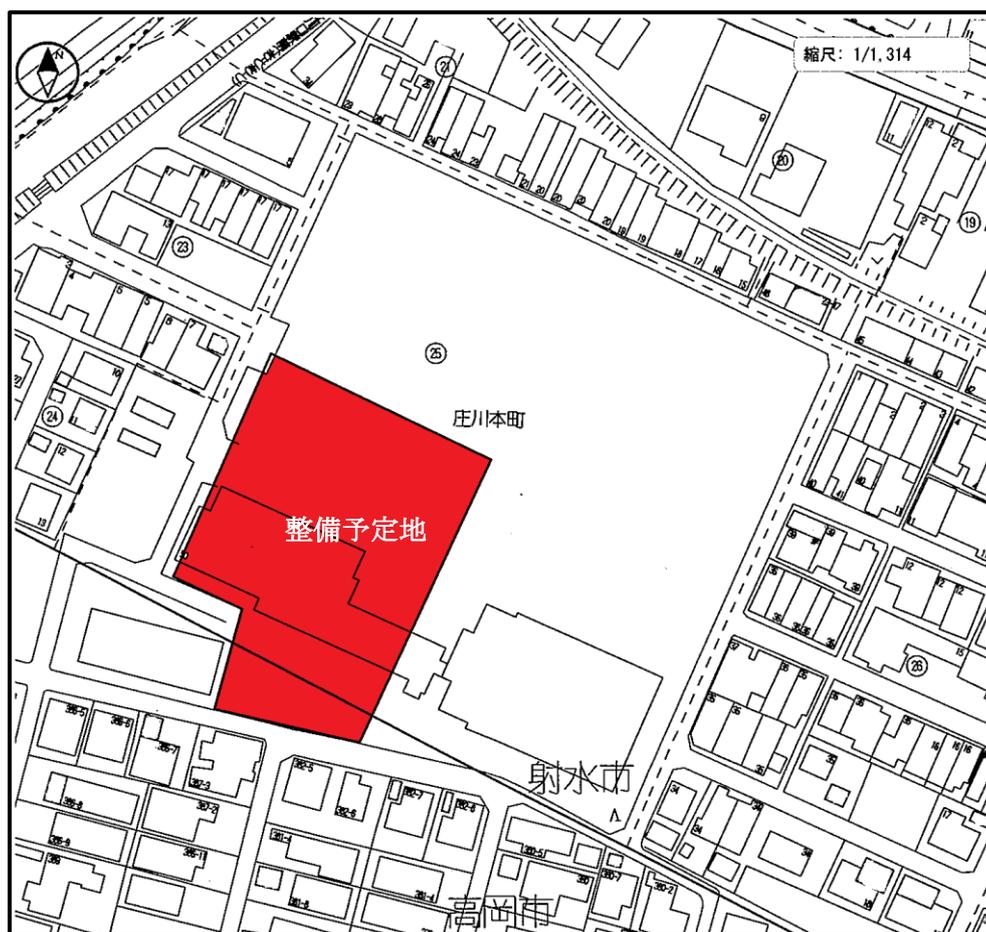
射水市新開発410番地1 射水市役所 1階

電話 0766-51-6629 FAX 0766-51-6660

E-mail kosodate@city.imizu.lg.jp

## 整備予定地

- ・ 設置場所 射水市庄川本町 2 5 番 5 0 号（旧新湊中学校住所）  
（旧新湊中学校敷地 2 1, 9 1 2 m<sup>2</sup>の内、南西側の約 4, 5 0 0 m<sup>2</sup>）
- ・ 都市計画区域 富山高岡広域都市計画区域（市街化区域）
- ・ 用途地域 第一種中高層住居専用地域
- ・ 防火指定 準防火地域



## 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集に係る諸条件

### 1 幼保連携型認定こども園の設置認可等に関すること

- (1) 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山県条例第59号）を遵守し、幼保連携型認定こども園として認可を受けること。
- (2) 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年射水市条例第34号）を遵守し、特定教育・保育施設として確認を受けること。
- (3) 開園日 平成32年4月1日
- (4) 開園時間 1日11時間（午前7時から午後6時まで）を原則とし、事業者が定めるものとする。
- (5) 休園可能日 日曜日  
国民の祝日  
年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

### 2 利用定員に関すること

90人程度（1号10人程度、2号及び3号80人程度）の利用定員を目安に、事業者が提案すること。

- (1) 利用定員については、持ち上がりが可能となるように設定すること。

### 3 基本原則

- (1) 園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- (2) 虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。
- (3) 懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採る時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その人権を濫用しないこと。
- (4) 法人代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、市の幼児教育及び保育をよく理解し、市の関連施策にも積極的に協力すること。
- (5) 園の運営にあたっては、保護者をはじめ地域に開かれた幼保連携型認定こども園を目指し、利用者に選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。
- (6) 事業者が社会的信望を有すること。
- (7) 実務を担当する幹部職員が幼児教育又は社会福祉事業に係る知識又は経験を有すること。
- (8) 事業を実施するための基本財産として1,000万円以上に相当する資産（普通預金、定期預金、国債等）を有し、財務内容が適正であること。
- (9) 資金計画及び事業計画が適正であること。
- (10) 各種関係法令を遵守すること。

#### 4 園運営に関すること

- (1) 園の管理、運営等については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の法令、関係通達等を遵守し、児童の安全、衛生管理等に十分な配慮をすること。  
また、園の大規模修繕等に当たっては、建築、消防等の関係法令、通知等を遵守すること。
- (2) 市が推進している教育・保育行政を理解し、市民のニーズに即応した教育・保育事業を積極的に実施すること。
- (3) 園運営等について、保護者及び地元関係者と積極的に協議し、地域に根差した魅力ある園づくりに取り組むこと。
- (4) 既設法人にあつては、指導監査の指摘事項等について適切に改善されていること。
- (5) 教育・保育サービスの充実と質の向上のために、自己評価、第三者評価等に積極的に取り組むとともに、苦情解決の仕組みも整備すること。
- (6) 施設長は、市が定期開催する保育園長会に参加するとともに、当該施設に勤務する職員は、市の保育園関係職員等が開催する研修会に参加すること。
- (7) 射水市給食会議が立てる給食計画を参考とし、衛生管理マニュアル等に従って当該施設調理室内で調理業務を行い、アレルギー対応食等に対応すること。
- (8) 移管後、児童の保育環境に急激な変化をきたすことがないよう配慮がなされること。
- (9) 経営している保育園（児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けたものに限る。）があるときは、これを廃止しないこと。
- (10) 移管に伴い市と締結する各契約事項等については、誠実に履行すること。

#### 5 事業内容等に関すること

- (1) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育課程及び指導計画を作成し、教育・保育を実施すること。
- (2) 支援を要する子ども及び保護者への対応については、市子育て支援課など関係機関と連携して行うこと。
- (3) 近隣の小学校と連携及び交流を行うこと。また、地域の幅広い世代と交流するよう努めること。
- (4) 既存の特別保育を継続して実施するとともに、次に掲げる特別保育等に積極的に取り組むこと。
  - ア 産休明け復帰に対応する乳児保育
  - イ 午後6時から午後8時までの延長保育
  - ウ 病児保育事業、休日保育、一時預かり事業等、地域の状況に応じた特別保育等
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施すること。

#### 6 職員の配置等に関すること

- (1) 園長は、幼保連携型認定こども園の園長の資格を有する専任の正規職員を配置すること。

(2) 主幹保育教諭

ア 園長を補佐する者として、専任の正規保育教諭を主幹保育教諭として配置すること。

イ 主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。

(3) 職員配置については、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山県条例第59号）を遵守すること。

なお、特別保育等を実施する場合は、平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号）を遵守すること。

(4) 学級編制（満3歳以上の教育課程に基づく教育）

1学級の園児数は、35人以下とする。

(5) 概ね6か月間の保育引継期間中、共同で保育に当たる職員の配置が可能であること。

(6) 職員の労働諸条件について、労働関係諸法令を遵守する法人であること。

7 職員の研修に関すること

業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

8 給食に関すること

(1) 食物アレルギー対応については厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び「射水市アレルギー対応マニュアル」に準拠した取扱いを行うこと。

(2) 離乳食、アレルギー食、配慮食等に個々に配慮した「食」の提供を行うこと。

(3) 調理は、当該園内で行うこと。

9 健康診断に関すること

(1) 利用児童に対し、入所前健康診断及び、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施すること。

(2) 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は毎月2回検便を行うこと。

10 その他の保育内容等に関すること

施設賠償責任保険、災害共済給付制度等の保険制度へ加入すること。

11 幼保連携型認定こども園として必要な施設の建設等に関すること

(1) 設計図書は、本募集案内に定める基準によるほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令を遵守して作成の上、市の承認を得ること。

(2) 保護者が利用できる送迎用駐車・駐輪スペースを確保し、歩行者の安全と迷惑駐車への対策を講じること。

(3) 市の競争入札に参加する資格を有する建設事業者の中から「指名競争入札」により施行業者を決定すること。

- (4) 公告等も含め、入札の執行については、事業者自身で行うこと。
- (6) 入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還を求め、又は事業実施者としての決定を取り消すことがある。
- (7) 設計業者及び施工業者との契約は、補助金の交付決定（内示）後に行うこと。
- (8) その他事業者が行う手続等  
認定こども園の建設に当たっては、事業者において事業認可、建築確認等必要な手続を行い、  
所要の許認可等を得ること。なお、これらに要する費用は、事業者が負担すること。

## 12 開園後の取組への協力に関すること

事業者は、開園後の運営状況等について、次に掲げる市の取組へ協力すること。

- (1) 市職員による訪問への協力
- (2) 保護者アンケートの実施への協力
- (3) 市が行う公募事業の検証への協力

## 13 建設費及び運営費にかかる補助に関すること

### (1) 建設費について

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の交付要綱に基づいて補助することを予定している。

### (2) 運営費等について

この募集により選考され、富山県から幼保連携型認定こども園の認可を受け、特定教育・保育施設として確認を受けた事業者は、施設型給付費（公定価格から、保護者から徴収する規定の保育料を差し引いた額）を受給することができる。

※保育料については、施設（事業者）が保護者から徴収すること。

#### ア 公定価格

内閣府のホームページで子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（平成28年度版）が公開されているので確認すること。

#### イ 市補助金

射水市児童福祉施設等補助金交付要綱（平成17年告示第27号）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

## 14 その他

- (1) 富山県津波シミュレーション調査（平成29年2月公表）では、富山湾西側断層型地震M7.2よる本市の地震最大津波高2.2m（海老江沖合30m地点）が想定されている。

整備予定地は、津波による浸水想定外地域となっているが、整備予定地は標高1.1mであること及び海に近いことから、施設整備における対策等を提案すること。

また、射水市洪水ハザードマップ（平成20年5月作成）では、整備予定地において1.0mから2.0mの浸水が想定されていることから、施設整備における対策等を提案すること。

- (2) 基本設計、施工及び開園準備に当たっては、法人代表者等責任を持って対応できる者が出席

する説明会等を開催し、近隣住民からの理解を得ること及び安全確保等を図ること。

- (3) 選考された事業者は、園の整備にあたり、近隣の住環境への影響が最小限となるよう留意し、日照、騒音、交通対策等の環境面に配慮することとし、選考された事業者の責任において誠意を持って対応すること。
- (4) 市長は、選考された事業者がこの募集要項に記載された事項について重大な違反行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適正な教育・保育事業の実施が困難と認めるときは、事業実施者としての定を取り消すことができる。
- (5) 多様化する教育・保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な園を整備し、市の選考を受けた事業者自らが運営すること。
- (6) 幼保連携型認定こども園を運営しなくなったときは、更地にし、市に返還すること。
- (7) この諸条件に定めのない事項については、市と協議して定めること。

## 事業者選考及び事業者決定後の主なスケジュール（予定）

内 容	日 程
募集要項の配布	平成29年6月26日(月)から
質問の受付	平成29年7月18日(火)まで
応募書類の受付	平成29年7月3日(月)から7月25日(火)まで
選考（書類審査、法人面接）	平成29年8月中 ※応募書類提出後に日程を通知する。
事業者の決定・結果公表	平成29年9月上旬
補助金交付申請手続き	必要書類が整い次第適宜
公有財産貸与契約締結	平成30年度に締結
施設整備に係る基本設計着手	平成29年11月頃から
施設整備に係る実施設計着手	平成30年度交付金内定後※
施設整備工事着手	平成31年3月頃から
認可申請手続き	平成31年8月頃から
補助工事の完了検査・竣工・認可書交付	平成32年3月末まで
幼保連携認定こども園運営開始	平成32年4月1日

※実施設計費については、交付金内定後に契約したものについてのみ対象経費として認められる。

幼保連携型認定こども園設置運営事業者応募書類一覧

- 申込書 [様式 1] 幼保連携型認定こども園設置運営事業者応募申込書  
 [様式 2-1] 応募理由（アピールする点）
- 法人の状況 [様式 2-2] 法人の状況
- 【添付資料】**
- ① 社会福祉法人は定款、学校法人は寄付行為
  - ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書、3か月以内）
  - ③ 理事会議事録（法人として応募を決議したことがわかる書類）
  - ④ 法人の概要がわかるもの（パンフレット等）
  - ⑤ 就業規則、給与規程、経理規程（運営予定の幼保連携型認定こども園での案）  
 ※健康管理マニュアル等、勤務労働条件に関するマニュアル類
- [様式 2-3] 法人役員等名簿  
 [様式 2-4] 履歴書（理事長・理事・監事・評議員）  
 [様式 2-5] 基本理念、基本方針、目標等  
 [様式 2-6] 法人が運営する施設一覧
- 【添付資料】**
- 施設のパンフレット
- [様式 2-7] 法人の自己評価・第三者評価等の取組
- 【添付資料】**
- 学校評価、法人の自己評価・第三者評価等に関する書類
- 法人の経営状況 [様式 3] 法人の財務状況
- 【添付資料】**
- ① 税に未納のないことの証明（国税（その 3 の 3）及び地方税）
  - ② 事業報告書（直近 3 期分）
  - ③ 財産目録（直近 3 期分）
  - ④ 貸借対照表（直近 3 期分）
  - ⑤ 資金収支計算書等（直近 3 期分）  
 （学校法人の場合）  
 資金収支計算書、事業活動収支計算書（消費収支計算書）  
 （社会福祉法人の場合）  
 資金収支計算書、事業活動計算書、附属明細書
  - ⑥ 借入金返済計画書

- 園の組織・体制
- [様式4-1] 「教育・保育理念」、「教育・保育方針」、「教育・保育目標」
  - [様式4-2] 開園日・開園時間・定員区分
  - [様式4-3] 1号認定子どもの選考方法
  - [様式5-1] 運転資金の確保

**【添付資料】**

- ① 公定価格の試算に用いたデータ入力後の入力シート
- ② 運用財産の贈与予定者名簿（別添1）
- ③ 開園のために資金を借り入れる場合は、返済のための借入金返済計画（任意様式）
- ④ 運転資金を保有することの証明（残高証明等）

[様式5-2] 保育料以外の保護者負担

[様式6-1] 人材育成・資質向上

**【添付資料】**

研修計画

[様式6-2] 職員配置等

[様式6-3] 履歴書（園長予定者）

**【添付資料】**

資格証明書

[様式7] 安全対策・危機管理体制

**【添付資料】**

- ① 避難経路図
- ② 避難訓練年間計画
- ※ 安全対策マニュアル、危機管理マニュアル、防犯対策マニュアル、緊急連絡体制、個人情報の取扱いに関する書類

○園の運営

[様式8-1] 教育・保育課程等

**【添付資料】**

- ① 教育・保育課程
- ② 年齢別年間指導計画
- ③ 年間行事予定

[様式8-2] 特別保育事業の実施

[様式8-3] 支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応

**【添付資料】**

アレルギー対応についてのマニュアル

[様式9] 食育及び給食提供の考え方

**【添付資料】**

食育年間計画

- [様式10] 地域との連携等
- [様式11] 保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理
- [様式12] その他配慮する取組や提案
- [様式13] 募集要項提出書類内容確認シート

※マニュアル等については、事業者が運営する施設等で作成しているものがあれば、添付してください。

問合せ先

〒939-0294

射水市新開発410番地1 射水市役所 1階

射水市 子育て支援課 保育・幼稚園係

電話 0766-51-6629

FAX 0766-51-6660

E-mail [kosodate@city.imizu.lg.jp](mailto:kosodate@city.imizu.lg.jp)